

1 「第4節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない」

（第1項）

(1) 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を法第5章第4節の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

(2) 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、法第5章第4節の適用除外として明記している。

(3) 「更生緊急保護」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第85条第1項に基づき、同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る保有個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

(4) 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

(5) 刑の執行等に係る保有個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限」られている。

2 刑事訴訟法第53条の2において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個

個人情報」を適用除外としていることとの関係について

刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の文書にも記載されているため、本項において適用除外とする旨明記したものである。

刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、法第5章第4節の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記録されている保有個人情報についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものと解される。

刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、同法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記録されている保有個人情報についても、法第5章第4節の適用除外であると解される。

- 3 「保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす」（第2項）

行政機関等においては、同一の利用目的に係る定型的な保有個人情報を分類・整理しないまま著しく大量に保有している例がみられる。これらについて、仮に法の開示請求があっても、開示請求に係る保有個人情報を検索することが現実的には困難な状態にある場合がある。

このように、職員がその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難な状態にある保有個人情報は、法第5章第4節の規定の適用について、行政機関等に保有されていないものとみなすこととしたものである。これらはいずれ整理されることが予定されているものであり、整理された段階で法第5章第4節の規定が適用されることになる。

本項の対象となる保有個人情報を「行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る」としたのは、保有個人情報が記録されている行政文書等を情報

公開法等に基づき開示請求をされた場合、「不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているもの」であれば当該行政文書等是不開示となるものであり、法とのバランスを考慮したためである。

なお、適用除外となる法第5章第4節から第4款（審査請求）を除いているのは、本項の規定により保有していないものとみなして不開示決定を行った場合であっても、当該不開示決定に対する審査請求があった場合は、情報公開・個人情報保護審査会又は行政不服審査法第81条第1項若しくは第2項に規定する機関に諮問することが適当であるからである。